

## 少年少女発明クラブ 令和3年度クラブ員及び指導補助員を募集します

問合せ 下記参照



少年少女発明クラブは、子供に科学や物作りの楽しさを知ってもらうため、市内の小学4年生～6年生を対象に年間10回の講座（1回当たり2時間程度）を実施しています。

**【クラブ員の募集】**  
 ⑤5月から月1回（9月は除く。）で主に④の午前中※一部異なる場合があります。場市内の公民館、学校等の施設、近隣市町村の教育施設などを予定しています。  
 ⑥工作や実験、野外での自然観察など、様々な体験を行います。  
 ⑦市内の小学校に通う新4年生～新6年生の児童  
 ⑧30名（応募多数の場合は抽選により決定。これまで受講されたことのない方、特に新6年生を優先）  
 ⑨年間5千円（材料費、保険料等）  
 ⑩3月19日④までに、下記へ申込書を直接又は左記URL又は下記QRコードの申し込みフォームからお申し込みください。申込書は下記で配布しています。  
<https://www.city.tanabe.jp/>

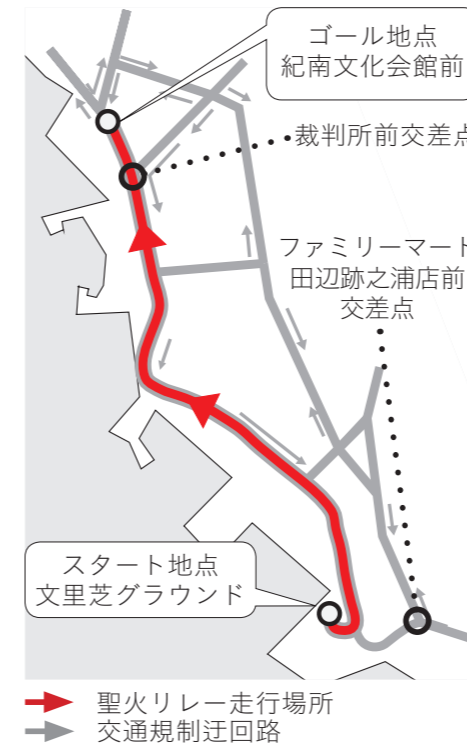
city.tanabe.lg.jp/  
 kakuka/sendshougai-hatsumeiclub.html

**【指導補助員の募集】**  
 ⑪指導補助員は、子供の学習の補助を行います。なお、各講座の進行は指導員が行います。  
 ⑫観察・実験・工作等に関心のある20歳以上の方  
 ⑬2名程度（応募多数の場合、面接等による選考をすることがあります。）  
 ⑭報酬 報酬はありません。ただし、指導補助員として講座に出務いただいたときは、規定の交通費をお支払いします。  
 ⑮3月19日④までに、左記へ電話又は直接お申し込みください。  
 ⑯生涯学習課生涯学習推進係（市民総合センター3階）  
 ☎0739（26）4908



## 東京2020オリンピック聖火リレーが行われます

問合せ 下記参照



東京2020オリンピック聖火リレーは、3月25日に福島県でスタートした後、121日間をかけて日本全国を巡ります。和歌山県では、4月9日～10日にかけて実施され、9日に本市でも聖火リレーが行われます。

**■走行予定日時** 4月9日 14時45分～15時10分頃  
**■走行場所** 左図のとおり  
**■聖火ランナー** 10名程度が走る予定です。  
**【聖火リレー走行に伴う交通規制】**  
 下記のとおり交通規制を行います。ご不便をお掛けしますが、ご理解とご協力をお願いします。

⑰交通規制日時 4月9日 14時15分～15時30分頃  
 ⑱交通規制区間  
 ⑲全面通行止め 裁判所前交差点～紀南文化会館前交差点  
 ⑳北進車線のみ通行規制  
 ㉑ファミリーマート田辺跡之浦店前交差点～裁判所前交差点  
 ※走行時間・交通規制時間は、当日の交通事情等により前後する可能性があります。  
 ㉒スポーツ振興課市民スポーツ係  
 ☎0739（25）2531  
 ◇東京2020オリンピック聖火リレー和歌山県実行委員会事務局（和歌山県スポーツ課内）  
 ☎073（441）3699

## 田辺市国際交流出前講座をご利用ください

問合せ 下記参照



国際交流員が皆さんの元に出向き、国際交流に関する各種講座を実施します。

①7月28日④まで  
 ②申込み団体でご準備ください。  
 ③下表のとおり  
 ④教育関係機関、市民団体等無料。ただし、講座の材料費や交通費が発生する場合は、申込み団体でご負担ください。  
 ⑤所定の様式に必要事項をご記入の上、左記へ直接又はFAX・Eメールでお申し込みください。様式は、ホームページから取得できます。  
 ⑥国際交流センター（市民総合センター3階 生涯学習課内）  
 ☎0739（33）9019  
 ☎0739（25）6029  
 ✉shougai@city.tanabe.lg.jp  
 http://www.city.tanabe.lg.jp/shougai/suishin/kokusaikouryu



ホームページ

### 講座メニュー

講座名	所用時間	講座名	所用時間
アイルランドの地理・文化	30～90分	アイルランドの戦争と平和	60分
アイルランドと日本の共通点	30～60分	アイルランドの祝祭日「セントパトリックス・デー」	60分
アイルランドの学校生活	30～60分	「ジア・グイチ」アイルランド語の紹介	60分
アイルランドの子供の遊び	30～90分	日本のここが「やにこ～変！」	30～60分
アイルランドの家庭料理教室	150分	外国語を話したい！10のポイント	60分
U K（連合王国）の不思議	60分	旅行用フランス語入門	60分
アイルランドの歴史	60分	世界の異文化体験	60～120分

## 令和2年度「成人の日」記念式典の延期後の日程が決まりました

問合せ 生涯学習課 公民館係 ☎0739-26-4925



	受付時間	開会時間	対象出身中学校
1回目	9時30分	10時	高雄中学校、秋津川中学校、上芳養中学校、大塔中学校、田辺中学校
2回目	11時30分	12時	明洋中学校、衣笠中学校、中芳養中学校、中辺路中学校、本宮中学校
3回目	13時30分	14時	東陽中学校、新庄中学校、上秋津中学校、龍神中学校、近野中学校

延期していた令和2年度「成人の日」記念式典は、時間帯を分け、感染予防対策を徹底した上で次のとおり開催します。

なお、新型コロナウイルス感染症の状況により開催が困難な場合は中止とし、再度の延期は行いません。

①5月4日④  
 ②左表のとおり  
 ③紀南文化会館「大ホール」  
 ④平成12年4月2日～平成



▲昨年の成人式の様子

13年4月1日に生まれた方は、本市に住民票がある方には、3月中旬に案内を送付します。市外に住所を移している方で、成人式の案内を希望される方又は出身中学校が市外の学校の方は、上記までご連絡ください。※式典内容の詳細及び参加に当たっての注意事項は、ホームページをご覧ください。くか、上記へお問い合わせください。

http://www.city.tanabe.lg.jp/shougai/kouminkan/seijinshiki.html

## 県内全線でICOCAがご利用いただけるようになります

問合せ 下記参照



市は、紀勢本線活性化促進協議会の会員として、鉄道の利用促進に取り組んでいます。

きのくに線（紀伊田辺駅～新宮駅間）への車載型IC改札機を搭載した新型車両の導入により、3月13日①から県内全線でICOCAがご利用いただけるようになります。

■ICOCAとは  
カードにチャージ（入金）することで、切符の代わりにご利用いただけるICカードです。さらにICOCA加盟店でのお買い物の際には、電子マネーとしてもご利用いただけます。ICOCAは紀伊田辺駅で購入できます。

■使い方  
◇和歌山駅～紀伊田辺駅間の全駅・白浜駅・周参見駅・串本駅・古座駅・太地駅・紀伊勝浦駅・新宮駅  
電車に乗るとき降りるとき、ICOCAを駅のIC専用改札機にかざしてください。

◇右記以外の紀伊田辺駅～新宮駅間の駅



▲車載型IC改札機（写真は入場用）

ICOCAを列車内の車載型IC改札機にかざしてください。

※紀伊新庄駅は、駅改札口にIC専用改札機（出場用）も設置されます。出場時はどちらか一方にかざしてください。

■チャージ方法  
ICOCA対応駅の自動券売機又はコンビニエンスストアでチャージができます。また、車内の運賃箱でもチャージができます。

◇交通政策の企画に関すること  
企画広報課企画調整係  
☎0739（26）9963  
◇ICOCAの利用方法等  
JR西日本お客様センター  
☎0570（00）2486  
※年中無休 6時～23時

## 縦覧帳簿等の閲覧ができます

問合せ 税務課 資産税係 ☎0739-26-9921



「土地価格等縦覧帳簿」及び「家屋価格等縦覧帳簿」の縦覧

☎4月1日（木）～30日（金）  
場上記又は各行政局住民福祉課（23ページ参照）

■縦覧制度とは  
納税者の皆さんが土地や家屋の評価額を比較し、自らが所有する土地や家屋の評価額が適正かどうかについて確認いただくための制度で、不明な点があれば説明を求められます。

ただし、自らが所有する以外の土地や家屋の評価内容は、個人情報保護の観点から詳細にご説明することはできません。

■縦覧できる方  
◇市内に所在する土地及び家屋の固定資産税の納税者  
◇納税者と同一世帯の親族  
◇納税管理人として届出されている方  
◇納税者の代理として委任状等を提示した方  
◇法の規定により管財人や管理人等に選任された方

【令和3年度 固定資産課税台帳等の閲覧及び証明】  
☎4月1日（木）～

場上記又は各行政局住民福祉課、各連絡所（証明書の交付のみ）

■閲覧等のできる方  
◇所有者（納税者）  
◇納税管理人として届出されている方  
◇所有者（納税者）の代理として委任状等を提示した方  
◇借地人及び借家人  
◇令和3年1月2日以後に新たに所有者となられた方や、法の規定により管財人や管理人に選任された方

※閲覧等は、現年度分及び過年度4か年度分に限ります。また、閲覧等に関しては縦覧制度とは異なるため、同一世帯の親族の方であっても、所有者（納税者）からの委任状が必要となります。

【共通事項】  
窓口に来られる方は、マイナンバーカードや運転免許証等、本人確認ができるものをお持ちください。  
※固定資産の所有者（納税者）以外の方は、他にも必要書類等がありますので、詳しくは上記へお問い合わせください。

## 新庁舎整備事業の進捗状況をお知らせします

問合せ 新庁舎整備室 ☎0739-34-3336



店舗・駐車場棟が竣工しました

オークワ社が施主となって整備を進めていた店舗・駐車場棟は、令和3年2月10日に竣工しました。

店舗・駐車場棟は、候補地選定調査結果の発表後、近隣住民の方々からスーパの存続を求める声が多くあり、オークワ社との基本協定において、「新たな店舗による営業継続ができるように取り組む」とし、PPP（※）の一種として、官民共同で整備を進めてきたものです。

※PPP（パブリック・プライベート・パートナーシップ）とは、官民が連携して公共サービスの提供を行う事業手法です。

■店舗・駐車場棟の概要  
建物は、オークワ社が1階及び2階部分を区分所有し、3階及び4階部分を市が購入し、区分所有します。こうしたことから、両者の区分所有建物であることを明確にするため、外壁に両者の表示をしています。

なお、下記の概要図のように、1階がオークワ社の店舗、2階が店舗の駐車場、3階から屋上が市の公用車等の駐車場となります。



▲店舗・駐車場棟（令和3年2月撮影）

屋上	田辺市 公用車等駐車場
4階	田辺市 公用車等駐車場
3階	田辺市 公用車等駐車場
2階	オークワ社 駐車場
1階	オークワ社 店舗

▲店舗・駐車場棟概要図

建物の敷地は、市が所有し、オークワ社には建物の専有面積割合に応じて、敷地の権利を貸し付けます。

その貸付料は、不動産鑑定士や弁護士の見解も踏まえ、条例の規定に準じながら、適正な貸付料を算定しています。



▲新庁舎外観イメージ（南東側より）

新庁舎整備事業の今後のスケジュール

現在、新庁舎整備事業は、設計業務を令和3年3月末までに完了するとともに、新庁舎新築工事（解体2期工事を含む。）の入札業務を実施しています。

また、令和3年3月からは、既存商業施設の解体1期工事を開始します。

新庁舎は、大規模災害を踏まえ、市民の皆さんの安全安心を支える拠点の確立に向けて、できるだけ早期に整備することは喫緊の課題であり、今後は開庁に向け、鋭意、事業を進めていきます。

スケジュールの概要は、下図をご覧ください。

### ■新庁舎整備事業スケジュール

工事項目	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
解体1期		入札・契約	解体1期工事		
新庁舎新築工事 (屋外工事を含む。)	解体2期+建築	入札・契約	解体2期工事	建築工事	開庁
	電気機械		入札・契約	電気設備・機械設備工事	



保険課からのお知らせ

問合せ 下記参照

国民健康保険の異動手続は  
済みですか？

退職等により会社の健康保険を脱退したときや、国保に加入中の方が就職等で会社の健康保険に加入したとき、また、修学のため一時的に住民票を他の市町村に移すときは、14日以内に国保の届出が必要です。

■加入の届出が遅れると

保険税を遡って納めることになりません。また、保険証がないため、その間の医療費は全額自己負担になります。

■脱退の届出が遅れると

脱退の届出が遅れ、国保の保険証を使った場合は、国保で負担した医療費を後で返納していただくこととなります。

■保険証について

修学のため親元から離れている学生は、住民票が市になくても、市の国保の被保険者として保険証が交付できます。次の①～③のような場合には、手続が必要になります。

①新規に②保険証が必要な場合

新規に修学した方又は修学中の方が、住民票を他の市町村に移すため③保険証が必要な場合は、学校の名称と所在地が確

認できる書類（在学証明書等）、保険証・マイナンバーカード等の本人確認書類をお持ちください。

②③保険証の有効期限の延長が必要な場合

進学等で修学年限が延長になり、④保険証の有効期限の延長が必要となる場合は、期限延長となることを証明できる書類・⑤保険証・マイナンバーカード等の本人確認書類をお持ちください。

③修学年限が3月末で終了となり、住民票が市にない場合

⑥保険証は、有効期限の3月末を過ぎると、国保の資格が喪失します。

◇有効期限後に市に住民票を移さず、社会保険や共済組合などの他の健康保険に加入しない場合は、住所地の国保に加入する手続が必要となります。

◇⑦保険証の有効期限内に他の健康保険に加入した場合は、国保の資格喪失手続が必要となりますので、新たな保険証・⑧保険証・マイナンバーカード等の本人確認書類をお持ちください。

◇卒業後、市に住民票を戻して国保に加入する場合は、転入届

◇2月に特別徴収された方

令和3年4月は、令和3年2月と同額を年金から天引きします。令和3年6・8月は、暫定の年間保険料額（※）から、4月に天引きした額を差し引き、残額を5回に振り分けた額を年金から天引きします。

◇令和3年4月から新たに特別徴収となる方

令和3年4月は、前年度に該当した保険料段階の年間保険料額を6回に振り分けた額を年金から天引きします。令和3年6・8月は、暫定の年間保険料額（※）から、4月に天引きした額を差し引き、残額を5回に振り分けた額を年金から天引きします。

※令和3年度仮徴収時の暫定の年間保険料額は、各被保険者が前年度に該当した保険料段階の年間保険料額のことです。

■国民健康保険税と後期高齢者医療保険料の納付方法の変更

国民健康保険税、後期高齢者医療保険料の納付方法が年金から天引きする特別徴収の対象となる方は、申請により口座振替による納付に変更することができます。変更の方法については、下表をご覧ください。

特別徴収の対象となる方の条件等、詳しくは、左記までお問い合わせください。なお、特別徴収の対象となる方で、特別徴収による納付を希望される方は、納付方法の変更手続は不要です。また、国民健康保険税は、特別徴収の対象世帯であっても既に口座振替で納付いただいている世帯は、口座振替による納付方法を優先しています。

◇注意  
介護保険料については、特別徴収から口座振替への納付方法の変更はできません。

☎0739（26）9965  
国民健康保険課係

☎0739（26）9965  
国民健康保険課係

新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年中の収入が前年と比較して30%以上減少し、令和2年度の保険税（料）の納付が困難な場合は、減免される場合があります。減免を希望する方は、3月31日⑨までに左記へ申請してください。詳しくは、左記へご相談ください。

☎0739（26）9965  
国民健康保険課係

の際に、⑩保険証をお持ちください。

国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料の特別徴収（仮徴収）が始まります

4月から令和3年度の保険税（料）を年金から天引きする特別徴収（仮徴収）が始まります。なお、納税（付）義務者が令和3年4月1日以前に資格を喪失した場合でも、事務の都合により4月支給の年金から天引きされる場合があります。その場合は、後日に還付（返金）します。

■特別徴収とは

保険税（料）を年金からの天引きにより納付いただく方法で、年6回の年金定期支払時に実施されます。そのうち、4・6・8月の3回を「仮徴収」、10・12・翌年2月の3回を「本徴収」といいます。

◇仮徴収  
年間保険税（料）額は前年中の所得状況等が確定次第、7月以降に決定します。したがって4・6・8月は前年度の保険税（料）を基に計算した暫定の保険税（料）額を年金から天引き

します。

◇本徴収  
7月に年間保険税（料）額が決定された後、仮徴収額を差し引いた額を10・12・翌年2月の3回に振り分けて年金から天引きします。

■国民健康保険税、後期高齢者医療保険料の特別徴収（仮徴収）

◇2月に特別徴収された方  
仮徴収額は、昨年7月に「特別徴収通知書」でお知らせしたとおり、令和3年2月に特別徴収された額と同額を4・6・8月の年金から天引きします。

◇令和3年度特別徴収（仮徴収）開始通知書の送付

4月から新たに特別徴収（仮徴収）の対象となる方に通知します。なお、2月に特別徴収され、継続して特別徴収となる方には送付しません。

■介護保険料の特別徴収（仮徴収）  
対象となる方には、「特別徴収（仮徴収）開始通知書」をお

特別徴収の対象者で、口座振替による納付を希望される方

◇次の要領で「納付方法変更申出書」を提出し、いずれかの方法で口座振替の申込みを行ってください。

提出書類	提出先
納付方法変更申出書	保険課 保険税係（本庁舎2階）又は各行政局 住民福祉課（23ページ参照） ・国民健康保険税と後期高齢者医療保険料では申請書が異なります。
口座振替の申込み方法	手続先等
金融機関で 口座振替依頼書を提出	口座振替を依頼する（お手持ちの口座がある）金融機関 ・申込みの際には、口座の預貯金通帳及び印鑑をお持ちください。 ・金融機関届出印照合のため、市役所窓口では受付できません。 ・振替依頼書は、納税（付）義務者1名につき1枚ずつ提出してください。
保険課又は各行政局の 窓口でキャッシュカードによる申込み	保険課 収納係（本庁舎2階）又は各行政局 住民福祉課（23ページ参照） ・申込みの際には、金融機関（紀陽銀行、きのくに信用金庫、三菱UFJ銀行、第三銀行、近畿労働金庫、ゆうちょ銀行、紀南農協、紀州農協、みくまの農協）のキャッシュカードをお持ちください。 ※ただし、ICチップのみのカード、生体認証カード、代理人カード等はお取扱いできません。 ※照合のため、暗証番号を入力していただきます。

◇提出の時期により、年金からの天引き中止月が変わります。

提出時期	年金からの天引き中止月	口座振替の開始月※
3月末まで	6月（4月分まで天引き）	7月（第1期）から
5月末まで	8月（6月分まで天引き）	7月（第1期）から

※年間の保険税（料）額から天引きされた額を差し引いた額を、7月～翌年3月の9回に振り分けます。